

札幌地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(札幌西税務署長)
令和2年1月14日棄却・控訴

判 決

原告	協同組合A
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	渡辺 達生
同	橋本 祐樹
同	横山 浩之
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	札幌西税務署長
	宮本 信
同指定代理人	中野 雅文
同	田湯 夕奈
同	臼田 裕二
同	捧 浩之
同	石澤 守
同	坂田 祐輔
同	西山 智
同	竹内 優介
同	佐藤 隆樹
同	大堀 修一

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 札幌西税務署長が原告に対して平成27年6月8日付けでした原告の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額6253万0406円を超える部分及び納付すべき税額1342万7300円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 札幌西税務署長が原告に対して平成27年6月8日付けでした原告の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の消費税の更正処分のうち還付されるべき消費税額6

- 9 4 万 6 5 0 8 円を下回る部分及び還付されるべき地方消費税額 1 7 3 万 6 6 2 7 円を下回る部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額 4 8 7 3 万 8 0 6 0 円を超える部分及び納付すべき税額 1 0 3 9 万 2 3 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの事業年度の消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額 4 2 3 万 8 0 0 0 円を超える部分及び納付すべき地方消費税額 1 0 5 万 9 5 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 5 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額 2 5 1 4 万 6 2 7 0 円を超える部分及び納付すべき税額 5 2 0 万 3 2 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 6 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの事業年度の消費税の更正処分のうち還付されるべき消費税額 1 7 0 1 万 4 8 7 0 円を下回る部分及び還付されるべき地方消費税額 4 2 5 万 3 7 1 7 円を下回る部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額 5 6 2 1 万 5 4 1 8 円を超える部分及び納付すべき税額 1 0 0 6 万 0 1 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち課税標準法人税額 1 0 0 6 万 8 0 0 0 円を超える部分及び納付すべき税額 1 0 0 万 6 7 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 9 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの事業年度の消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額 4 8 6 万 3 0 8 0 円を超える部分及び納付すべき地方消費税額 1 2 1 万 5 7 2 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 10 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額 5 1 3 8 万 4 4 5 1 円を超える部分及び納付すべき税額 9 4 3 万 3 2 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 11 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち課税標準法人税額 9 4 4 万 2 0 0 0 円を超える部分及び納付すべき税額 9 4 万 3 9 0 0 円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 12 札幌西税務署長が原告に対して平成 2 7 年 6 月 8 日付けでした原告の平成 2 5 年 4 月 1 日か

ら平成26年3月31日までの事業年度の消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額157万3700円を超える部分及び納付すべき地方消費税額39万3400円を超える部分並びにこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、平成22年3月期から平成26年3月期までの事業年度（以下、併せて「本件各事業年度」という。）の法人税等について、B有限会社（以下「B」という。）に対する備車費を計上してこれを損金額に算入するなどした上で申告をしたところ、処分行政庁からこれを否認され、更正処分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（以下、併せて「本件各処分」という。）を受けたことから、被告に対し、本件各処分（更正処分については各申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

(1) 法人税法

37条1項 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（括弧内省略）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

7項 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、抛出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。〔略〕）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

8項 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。

(2) 消費税法（平成24年法律第68号による改正前のもの）

2条1項8号 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（括弧内省略）をいう。

9号 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

12号 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法〔括弧内省略〕第28条第1項〔給与所得〕に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（括弧内省略）をいう。

30条1項 事業者（括弧内省略）が、国内において行う課税仕入れ（中略）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（括弧内省略）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額

に105分の4を乗じて算出した金額をいう。〔略〕（中略）を控除する。

1号 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

6項 第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課せられるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額〔略〕に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）（中略）をいう。

(3) 国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）

65条1項 期限内申告書（括弧内省略）が提出された場合（括弧内省略）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

68条1項 第65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（括弧内省略）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（括弧内省略）に係るに過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

70条1項 次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から5年（括弧内省略）を経過した日以後においては、することができない。

1号 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（括弧内省略）

4項 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（括弧内省略）についての更正（括弧内省略）は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

3 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、後掲各証拠（なお、複数頁にわたる書証又は調書のうち認定に用いた主な箇所は頁数ないし丁数を〔 〕で摘示する。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である。

(1) 原告は、組合員の行う貨物運送の共同受注及び共同配車等の事業を行うこと等を目的とする、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合である。（乙7〔115〕）

Cグループ（以下「本件グループ」という。）は、原告、C株式会社（以下「C社」という。）、B、D株式会社（以下「D」という。）、E株式会社（以下「E」という。）、株式会社F（以下「F」という。）、G有限会社（以下「G」という。）など合計12法人で構成さ

れる企業集団である。C社は、Bの全株式を保有している。(争いが無い)

甲(以下「原告代表者」という。)は、原告の代表理事であるとともに、C社の全株式を保有する代表取締役である。原告代表者は、Bの事実上のオーナーであり、原告、C社及びBの経営上の重要事項を決定している。(争いが無い)

- (2) 原告は、本件各事業年度において、Bに運送業務を委託した(以下、これに基づく原告とBの取引を「本件各取引」という。)。原告とBの間では、原則として、原告が受注した運送価格からおおむね5%を引いた額をBの運送料金(備車費)とすることとされ、Bは、月末締めで、営業所ごとに請求金額等を集計した請求明細及び請求書を作成し、原告は、Bに対し、別紙4の「本件各取引備車額」欄記載のとおり、備車費を支払っていた。ところが、原告は、これに加え、Bに対し、追加備車額として別紙4の「本件各金員」欄記載の各金員(以下、併せて「本件各金員」という。)を支払った。(弁論の全趣旨)
- (3) 原告は、別紙1～3のとおり、法人税、復興特別法人税及び消費税の申告を期限内に行い、これを前提とした納付すべき税額を期限内に納付した。上記各申告においては、本件各金員は備車費として、損金ないしは課税仕入れに係る支払対価として計上されていた。(弁論の全趣旨)
- (4) 処分行政庁は、本件各金員は法人税法第37条7項に規定する「寄附金」の額に該当し、かつ、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」の額に該当しないととして、別紙1～3のとおり、原告に対し、更正処分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分(本件各処分)を行った。(争いが無い)

4 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙5「本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張」のとおり(ただし、過少申告加算税に関する部分を除く。)

5 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金」又は消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」に該当するか。

(被告の主張)

ア 法人税法37条7項に規定する「寄附金」及び消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」の意義

法人税法37条7項に規定する「寄附金」とは、①金銭その他の資産又は経済的な利益の移転があり、②金銭その他の資産又は経済的な利益の移転が無償と認められるものであって(対価性がないこと)、③その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在せず、④寄附金から除かれる広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものに該当しない支出をいうものと解すべきである。

また、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」とは、対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益のことをいう(同条6項括弧内)。そして、「課税仕入れに係る支払対価」に該当するためには、事業者が行った当該個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係がある、すなわち、当該具体的な役務提供があることを条件として当該経済的利益が収受さ

れるといい得ることを必要とする。

したがって、支出した金員が、法人税法37条7項に規定する「寄附金」に該当すれば、対価性がない（対応関係がない）支出であることが明らかであり、消費税法30条6項に規定する「対価」に当たらないことから、同条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」の額に該当しない。

イ 本件各金員について

原告とBは、本件各取引の取引時に、原告の受注金額からその5%の金額を控除した後の額を備車額としているが、ほかにその額を事後に調整することや、その調整に係る基準についての合意があったとする事実は認められない。本件各金員は、備車額を事後的に調整することを目的として支出したものであるとは認められず、Bの赤字を補填又は支援するために支出した利益供与というほかないのであって、対価性は何ら認められない。そして、本件各金員の支出行為には、通常の経済取引として是認できる合理的理由は認められない。

以上のとおり、本件各金員は、上記①～④の要件を全て満たすというべきであるから、法人税法37条7項に規定する「寄附金」に該当する。また、本件各金員は、対価性がない支出であるから、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」に該当しない。

（原告の主張）

ア 本件各取引の実情について

原告とBとの間では、原告が受注した運送業務をBに発注するに当たり、原告が受注した金額から5%を引いた金額をBの運賃として提案するという処理が原則として行われ、これに従いBが原告に請求書を提出し、原告が請求書どおりの金額を支払っていたものである。

しかしながら、Bは、原告が受注した運送業務のうち、労力がかかる割には備車費が低い、いわゆる割の悪い仕事を引き受けていることなどから、そのままでは恒常的な赤字状態にならざるを得ない。そうすると、Bが倒産し、ひいてはBに運送業務の大半を委託している原告も倒産することは必定である。

そこで、原告とBとの間では、各事業年度ごとに、Bの利益状況に照らして計算された備車費を上乗せして支払うことが慣例となっていた。本件各金員は、このようにして支払われたものである。

イ 本件各金員の対価性及び合理性について

上記アの本件各取引の実情に照らせば、本件各金員は、個別の備車契約に基づく備車費の支払ではないものの、原告とBの合意により、本件各取引について、確定していなかった備車費を最終的に確定させるために支払われたものである。仮にそうでないとしても、本件各金員は、安すぎた備車費を適正な額に調整するために、両者の合意の下に支払われたものである。このような手続があるからこそ、Bは倒産することなく現在も存続して運送事業を行っており、これにより原告の業務が成り立っている。このように、本件各金員の支払は適正な備車費の支払であって、このような扱いは極めて合理的な制度である。

(2) 原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は国税通則法68条1項に規定する事実の「仮装」に該当するか。

(被告の主張)

国税通則法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではない。そして、同項に規定する事実の「仮装」とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用など、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう。

原告代表者は、取引の実態がないにもかかわらず、備車費名目の請求書を作成させ、原告は、これに基づき本件各金員を役務提供の対価として、総勘定元帳の「備車費」勘定に記載した上、損金の額に算入した。以上の行為は、Bの支援という事実を故意にわい曲し、あたかも本件各金員に対応するBによる役務提供の事実及びBに対して備車費の額を増額すべき具体的な事情があったかのような外観を作出した原告の行為であることが認められる。

したがって、原告代表者が、対価性のない本件各金員について、Bに請求書を作成させ、これに基づき原告が総勘定元帳の「備車費」勘定に記載した行為は、国税通則法68条1項に規定する事実を「仮装」する行為に該当する。

(原告の主張)

国税通則法68条1項に規定する事実の「仮装」とは、当初から所得を過少に申告する意図があり、事実のわい曲など、その意図を外部からもうかがい得る「特段の行為」がされ、その意図に基づいた過少申告である場合という、極めて限られた場合にのみ該当すると解すべきである。

原告は、本来Bに都度支払うべき備車費をまとめて支払う意図で本件各金員を支払っていたものであり、その間税務署から何ら問題性を指摘されたことはなかったから、こうした経費処理に問題がないと認識していた。原告は、国税庁による調査に対しても積極的に協力していた。したがって、原告には、所得を過少に申告する意図があったとはいえない。また、原告代表者は、「損金」の実質を有するBへの備車費の支払をするために、備車費名目の請求書を作成させ、原告の総勘定元帳の「備車費」勘定に記載したにすぎないのであるから、客観的にみても支出の実態に即した合理的な経費処理であって、過少申告の意図を外部からもうかがい得る「特段の行為」がされたとは到底いえない。

したがって、原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は、国税通則法68条1項に規定する事実の「仮装」に該当しない。

(3) 原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は、国税通則法70条4項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当するか。

(被告の主張)

上記(2)で主張した事情に照らせば、原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は、国税通則法70条4項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当する。

(原告の主張)

上記（２）で主張した事情に照らせば、原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は、国税通則法７０条４項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当しない。

第３ 当裁判所の判断

１ 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（１）原告及び本件グループの概要

ア 原告は、組合員の行う貨物運送の共同受注及び共同配車等の事業を行うことを目的として、平成１７年３月●日に設立された、中小企業等協同組合法３条１号に定める事業協同組合である。原告代表者は、原告の設立当時から、原告の代表理事を務めている。（乙７〔１１５〕、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、Ｃ社、Ｂとともに、ほかの関連法人を含む合計１２法人で本件グループを構成し、本件グループは、貨物運送等の事業を展開している。（甲１０９〔２〕、乙８〔２〕）

ウ 原告代表者は、原告の代表理事であるとともに、本件グループを構成する全ての法人のオーナーでもあり、本件グループの経営上の重要事項を決定している。（甲６２～６４、１０９〔４〕、乙９〔２８〕、弁論の全趣旨）

エ 原告には従業員はおらず、Ｂにはドライバー以外の従業員はいない。そのため、両社は、経理事務をＣ社に委託しており、これらの法人の経理事務は、いずれも原告代表者の指揮命令の下、Ｃ社の経理担当者によって行われている。（甲１０９〔３〕、乙８〔２〕、９〔１８〕、原告代表者〔５〕）

オ 本件グループにおいては、原告が顧客から受注した運送業務は、運送用車両を有しているＢ、Ｄ、Ｅ、Ｆの４社が、原告からの発注を受けて行っている。原告には従業員がいないため、原告における発注及びＢにおける配車業務は、全てＣ社に業務委託され、同社の従業員が担当している。（甲１０９〔３、４〕、乙８〔２〕、９〔１８、２９〕、弁論の全趣旨）

カ Ｂは、トラックを約１５０台所有し、ドライバーを約１５０人雇用している中堅の運送会社であり、本件グループにおける運送業務の中核を担っている。（甲６７、１０９〔４〕、１１１〔２〕、弁論の全趣旨）

（２）原告とＢの取引

ア 原告は、北海道の農産物を道内各地の産地から混載便で首都圏の消費地に運送する事業を主力事業の一つとしている。この事業では、道内各地の農産物の産地を回り、集荷した上で、首都圏の複数の市場等に届けるという運送業務を行うため、どの荷物をどのトラックに積むのか等を調整するのに手間がかかり、高コスト業務となっている。原告は、運送業務を基本的にはＢに発注しているが、ピーク時には本件をグループ外の他社にも外注している。外注する場合には、運送業務を引き受けてもらえるよう、Ｂに発注する場合と比べて、備車費の単価を高額に設定する一方で、配送先の件数も控えめにしている。（甲１４～１６、１９、４７～４９、１０９〔６、７、１２～１８〕、乙８〔１４～１６〕、９〔３１～３４〕、弁論の全趣旨）

イ 原告は、運送業務を外注する場合には、当該発注先の担当者と交渉を行った上で備車

費を決定している。これに対し、Bに発注する場合には、原告代表者の方針決定の下、原告が受注した価格から5%を引いた額をBの備車費とするのを原則としていた。原告とBとの間では、平成17年3月31日付け契約書が作成されており、同契約書には貨物運賃等の請求に関する条項(7条)があるものの、同契約書は原告が第一種貨物利用運送事業経営登録をするために作成されたものにすぎず、実際には原告とBとの契約関係を規律するものとしては機能していなかった。(甲59、60、109〔8~12〕、乙7〔137、138〕、8〔13〕、9〔29、30〕、証人乙〔8、9、22〕、原告代表者〔6~8、23、24〕)

ウ 原告は、Bのトラックが利用する高速道路やフェリーの利用料について、大口割引契約を締結しており、大口割引が適用された料金を支払う一方で、Bに対しては大口割引が適用されない料金を請求し、その支払を受けている。(甲18、42~46、78~96、109〔18~23〕、111〔3~7〕、乙9〔34、35〕、証人乙〔1~3〕、原告代表者〔9~11〕、弁論の全趣旨)

エ 原告は、Bが利用するトラックの燃料代について、原告が一旦これを支払った上で、実際の支払額よりも高額な燃料代をBに請求し、その支払を受けている。(甲18、42~46、97~105、109〔23~26〕、111〔7~10〕、乙9〔35〕、原告代表者〔11、12〕、弁論の全趣旨)

(3) 本件各金員の支払

原告がBに本件各金員を支払うに至った経緯は、次のとおりである。

ア 平成22年3月期

原告代表者は、平成22年5月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては1467万6994円の赤字となる一方で、原告については1億3482万6163円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、B及び原告が少なくとも前年並みの利益を確保できるようにするため、平成21年10月から平成22年3月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに9450万円を支払わせた。(甲109〔32~34〕、111〔15~17〕、乙7〔8、24~29〕)

イ 平成22年9月期

原告代表者は、平成22年11月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては8160万9585円の赤字となる一方で、原告については9884万8597円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、Bが黒字を達成できるようにするため、平成22年4月から同年9月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに8051万0500円を支払わせるとともに、BがGに支払う修理費を331万3129円引き下げさせた。(甲109〔34、35〕、111〔17、18〕、乙7〔9、30~38〕)

ウ 平成23年3月期

原告代表者は、平成23年5月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては4857万2320円の赤字となる一方で、原告については1億2937万7027円の黒字となる旨の報告を受けた。Bが前年並みの利益を確保するためには原告が

Bに1億2839万5640円を支払う必要があったが、原告代表者は、原告が5000万程度の利益を確保できる範囲内でBの利益を増大させるため、平成22年10月から平成23年3月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに7824万1343円を支払わせた。(甲109〔35、36〕、111〔18、19〕、乙7〔10、39～44〕)

エ 平成23年9月期

原告代表者は、平成23年11月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては8058万3200円の赤字となる一方で、原告については5039万9169円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、原告が赤字とまらない範囲で可能な限りBの赤字を減縮するため、平成23年4月から同年9月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに4354万円を支払わせた。(甲109〔36～38〕、111〔19、20〕、乙7〔10、11、45～53〕)

オ 平成24年3月期

原告代表者は、平成24年5月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては1251万6647円の赤字となる一方で、原告については2816万6482円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、Bが黒字を達成できるようにするため、平成23年9月から平成24年3月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに3150万円を支払わせた。併せて、原告代表者は、上記支払により原告が赤字となることを避けるため、原告に備車費を支払うべき立場にあるD及びFから、原告に対し、1575万円ずつ支払わせることとした。(甲109〔38、39〕、111〔20～22〕、乙7〔11～13、54～62〕)

カ 平成24年9月期

原告代表者は、平成24年11月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては6518万6925円の赤字となる一方で、原告については1億1094万2723円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、Bが黒字を達成できるようにするため、平成24年3月から同年9月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに6071万8000円を支払わせた。併せて、原告代表者は、これだけではBが500万円以上の赤字になってしまい、金融機関の関係を考えてももう少し赤字額を小さくした方がよいと考え、BがGに支払う修理費も286万8000円引き下げさせることとした。(甲109〔39～41〕、111〔22、23〕、乙7〔13、14、63～71〕)

キ 平成25年3月期

原告代表者は、平成25年5月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては、10万5761円の赤字となる一方で、原告については、1億1441万4365円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、原告が例年とほぼ同水準の利益を達成できる範囲でBの利益を増大させるため、平成24年10月から平成25年3月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに7273万3000円を支払わせた。(甲109〔41、42〕、111〔23～25〕、

乙7〔14、15、72～80〕)

ク 平成25年9月期

原告代表者は、平成25年11月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては9747万0053円の黒字となる一方で、原告についても9232万6964円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、平成25年4月から同年9月までの期間については、当初の備車費に追加して原告からBに支払うことはしないこととした。(甲109〔42、43〕、111〔25、26〕、乙7〔15、16、81～89〕)

ケ 平成26年3月期

原告代表者は、平成26年5月頃、原告及びBの税引前利益を試算したところ、Bについては286万4162円の黒字となる一方で、原告についても1億0926万2648円の黒字となる旨の報告を受けた。そこで、原告代表者は、原告が例年とほぼ同水準の利益を達成できる範囲でBの利益を増大させるため、平成25年10月から平成26年3月までの期間における備車費の名目で、当初の備車費に追加して、原告からBに5531万9000円を支払わせた。(甲109〔44、45〕、111〔26、27〕、乙9〔36、37、81～86〕)

(4) 経理処理等

ア Bが経理事務を委託しているC社の経理担当者は、原告代表者の指示を受けて、本件各金員について請求書(以下「本件各支出額請求書」という。)を作成するとともに、いずれも原告の各決算期末及び各中間決算期末から1か月以上が経過した各決算手続期間中に、本件各支出額請求書を原告に交付していた。(甲109〔9、10〕、乙11の1〔31、37、44、48、59、63〕、乙21、22の1～6、弁論の全趣旨)。

イ 原告は、本件各支出額請求書に記載された本件各金員の額を、いずれも遡った日付である3月末日又は9月末日の備車費の額として、総勘定元帳の「備車費」勘定に記載するとともに、3月末日に係る総勘定元帳の記載に当たっては、「決算修正」と付記していた。(乙11の1〔28、36、38、39、41、45、49、57、58、60〕、弁論の全趣旨)。

2 争点(1)(本件各金員の「寄附金」又は「課税仕入れに係る支払対価」該当性)

(1) 法人税法37条7項に規定する「寄附金」該当性について

ア 「寄附金」の意義

法人税法37条7項に規定する「寄附金」の意義については、同項において、寄附金、抛出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人がした金銭その他資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を指すものと規定されている。そして、同条8項において「実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額」を寄附金の額に含む旨規定されていることからすると、同条7項にいう「贈与又は無償の供与」の意義については、民法上の贈与に限られず、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与も含まれると解される。そして、資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常のエconomic取引として是認できる合理的理由が存在しないものについては、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与

とみることができる。

そうすると、法人税法37条7項に規定する「寄附金」といえるためには、①金銭その他の資産又は経済的な利益の移転があり、②金銭その他の資産又は経済的な利益の移転が無償と認められるものであって（対価性の欠如）、③その行為について通常のエconomic取引として是認できる合理的理由が存在せず（合理性の欠如）、④「寄附金」から除かれている広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものに該当しない支出をいうものと解されるのが相当である。

本件各金員については、上記①及び④の要件を満たすことは明らかであるから、以下、上記②及び③の要件について順次検討することとする。

イ 対価性の欠如（上記②）について

原告は、本件各金員は、本件各取引について確定していなかった備車費を最終的に確定させるために支払われたものであり、仮にそうでないとしても、安すぎた備車費を適正な額に調整するために両者の合意の下に支払われたものであって、本件各金員は備車費、すなわちBの運送業務に対する対価であったと主張する。

しかしながら、前記認定事実（3）によれば、本件各金員の額の決定に当たっては、Bが赤字を回避できるか否か、前年並みの利益を確保できるか否かという観点から専ら検討が行われており、Bが行った運送業務の費用等について具体的に考慮されていたわけではないことが認められる。それどころか、前記認定事実（3）エ、オのとおり、平成23年9月期及び平成24年3月期には、原告が赤字にならないように本件各金員の額が決定されているのであって、ここではBに必要なかつ十分な利益を確保するよりも、原告の利益状況のほうが優先されている。そして、原告において本件各金員がBの運送業務に対する対価であると認識されていたのであれば、平成23年9月期や平成24年9月期のように本件各金員を支払ってもBが十分な利益を確保できない場合には、本来原告が支払うべき備車費のうち未払になっている分を会計帳簿に計上するのが自然である。ところが、原告においてはそのようなことは一切されていない（証人乙〔25〕、原告代表者〔43〕）。

以上の事情を総合すると、本件各金員は、Bの赤字を補填し、あるいは黒字を増大させる目的で交付されたものというべきであって、Bの運送業務に対する対価性を有するということはできない。

ウ 合理性の欠如（上記③）について

上記イのとおり、本件各金員はBに対する赤字補填又は黒字増大の趣旨で支出されたものであって、対価性を肯定することはできない。そして、原告が、Bに対し、当初から業務内容に見合った適正価格の備車費を算定して支払うか、Bが実際に行った運送業務の内容（特に運送費用）等を考慮して事後的に備車費を算定して支払うことをせず、本件各取引のように、発注時には原告受注額の5%引きで発注することを原則としながら、後日の調整場面においては、Bが行った運送業務の内容等を捨象して、専らBや原告の収支額に照らして調整金額を決定して支払うという方法には、何ら合理性は認められない。

そうすると、本件各金員の支払には、通常のエconomic取引として是認できる合理的理由が存

在するという事はできない。

エ 原告の主張について

(ア) これに対し、原告は、①本件各金員を支出しなければ、割の悪い運送業務を受注していたBが恒常的に赤字となり、倒産することは必定であり、そうなれば原告の倒産も免れないこと、②Bが利用した高速道路やフェリーの料金の大口割引分等を原告が取得しており、その調整の必要があったことから、原告がBに支払った本件各金員は運送業務に対する対価（備車費）であり、その支払に合理的な理由もあったと主張する。

(イ) 確かに、前記認定事実（2）ア、ウ、エによれば、Bは、原告が受注した運送業務の中でも、業務負担の割には単価の低い、いわば割の悪い業務を集中的に受注していると認められるほか、高速道路やフェリーの料金の大口割引分や、燃料代の差額を原告が取得していることが認められるのであって、原告代表者がこれを調整する必要があると認識していたことは否定できない（甲109〔26、27〕、原告代表者〔12～16〕）。

しかしながら、原告がBに対し、その業務内容に照らして低廉な備車費で運送業務を発注し、その結果本件各金員の支払がなければBが恒常的な赤字になるというのであれば、当初から業務内容に見合った適正価格の備車費を支払うか、Bが実際に行った運送業務の内容（特に運送費用）等を考慮して事後的に備車費を調整すべきものであって、上記大口割引分等についても、そのような過程で具体的な金額を基に考慮されるべきものである。ところが、原告は、そのような作業を一切放棄して、専らBや原告をはじめとする関連法人や原告の利益状況に照らして本件各金員の額を決定していたのであるから、本件各金員について対価性は認められないし、合理性も認められないというべきである（なお、前記認定事実（1）エのとおり、原告には従業員はおらず、Bにも配車担当者はおらず、C社の従業員が本件グループ全体の総務的な業務を行っていたものであるが、これは、本件グループの実質的支配者である原告代表者がそのような法人形態を選択したことによるものであるから、原告やBに備車費の算定を任せられる従業員がいないことをもって、本件各金員の支払の対価性ないし合理性が基礎付けられるものではない。）。

(ウ) そうすると、原告代表者が前記の認識を有していたとしても、それは原告が本件各金員を支払うに当たっての動機を意味するものにすぎず、本件各金員が支払われるまでの一連の過程を客観的に考察する限り、本件各金員については対価性も合理性も認められないといわざるを得ない。したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

オ 小括

以上によれば、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金」に該当する。

(2) 消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」該当性について

消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」とは、対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益をいう（同条6項括弧書）。

このように「課税仕入れに係る支払対価」とは、対価性を有する金銭等を指すものであるから、法人税法37条7項に規定する「寄附金」に該当する金銭等については、当然に

「課税仕入れに係る支払対価」には該当しないこととなる。

したがって、本件各金員は、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価」に該当しない。

3 争点(2)(国税通則法68条1項に規定する事実の「仮装」該当性)について

(1) 国税通則法68条1項にいう「仮装」とは、所有財産あるいは取引上の名義等に関し、あたかもそれが真実であるかのように装うなど、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を故意にわい曲することをいうと解される。そして、同項に規定する重加算税は、同法65条1項に規定する過少申告加算税を課すべき申告義務違反が事実の隠ぺい又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であって、故意に申告義務違反を犯したことに對する制裁ではないから、同法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として申告義務違反の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、納税者において申告義務に違反することの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である(最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照)。

(2) これを本件についてみると、前記認定事実(4)のとおり、原告代表者は、C社の経理担当者に指示して、備車費名目の本件各支出額請求書を作成・交付させ、これに基づき本件各金員を原告の総勘定元帳の「備車費」勘定に記載し、これを前提として法人税等の申告を行ったものである。前記2(1)イのとおり、本件各金員がBに対する赤字補填等のための金員であることからすれば、原告代表者は、実際に備車費の合意がないにもかかわらず、これがあつたかのように本件各支出額請求書を作成させ、これを総勘定元帳の「備車費」勘定に記載したものであつて、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、故意に事実をわい曲したものである。

(3) これに対し、原告は、①本件各金員は、本来Bに都度支払うべき備車費をまとめて支払う意図で支払っていたものであること、②その間税務署から何ら問題性を指摘されたことはなかったため、こうした経費処理に問題がないと認識していたこと、③最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決・民集48巻7号1379頁によれば、原告が虚偽資料の提出等の積極的な行為を行っていない本件においては、原告の一連の行為は「仮装」には当たらないといふべきであると主張する。

しかしながら、原告による本件各金員の支払が安すぎる備車費を調整するという原告代表者の意図ないし動機に基づくものだとしても、本件各金員が備車費の性格を有するものとは認められないことは、前記2(1)イに述べたとおりである。そして、原告代表者は、原告とBの取引状況、原告とBの損益状況等を全て知りながら、本件各金員の額を決定し、実態にそぐわない本件各支出額請求書や総勘定元帳を作出させていたのであるから、原告代表者につき上記最高裁判例の事案ほどの悪質性がないとしても、原告が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について故意に事実をわい曲したとの評価は免れないといふべきである。

(4) また、原告は、国税庁による調査に対しても積極的に協力していたから、所得を過少に申告する意図があつたとはいえないとする。しかしながら、重加算税を課し得るために過少申

告の認識が不要であるのは上記（１）のとおりであるし、調査への協力をしてきたからといって、故意が否定されるものではない。

（５）したがって、原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は、国税通則法６８条１項に規定する事実の「仮装」に該当する。

４ 争点（３）（国税通則法７０条４項に規定する「偽りその他の不正の行為」該当性）について

国税通則法７０条４項に規定する「偽りその他の不正行為」とは、同法６８条１項に規定する「隠ぺい」、「仮装」を包摂し、それよりも外延の広いものであると解される。そうすると、同項に規定する「仮装」に該当する行為であれば、同法７０条４項に規定する「偽りその他の不正行為」にも該当することになる。

したがって、原告が本件各金員を備車費として計上した一連の行為は、国税通則法７０条４項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当する。

５ 結論

以上の次第であるから、本件各処分に原告指摘の違法があるとは認められない。そして、別紙５のとおり、本件各処分は、いずれも適法であると認められる。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第１部

裁判長裁判官 武藤 貴明

裁判官 亀井 佑樹

裁判官 亀井 直子

別紙1 法人税の確定申告及び更正処分等

(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	更正処分等
	項目			
平成22年3月期	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	所得金額		38,458,831	155,062,642
	納付すべき税額		8,131,500	33,784,300
	過少申告加算税の額			486,000
	重加算税の額			7,276,500
平成23年3月期	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	所得金額		48,738,060	196,734,297
	納付すべき税額		10,392,300	42,951,400
	重加算税の額			11,392,500
平成24年3月期	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	所得金額		25,146,270	57,645,764
	納付すべき税額		5,203,200	12,353,000
	重加算税の額			2,499,000
平成25年3月期	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	所得金額		40,465,418	185,715,872
	納付すべき税額		6,595,100	34,192,600
	過少申告加算税の額			246,000
	重加算税の額			8,795,500
平成26年3月期	年月日等		提出期限内	平成27年6月8日
	所得金額		51,384,451	96,576,589
	納付すべき税額		9,433,200	18,019,600
	重加算税の額			3,003,000

(注)平成26年3月期は、提出期限(法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》第1項の規定により1月間延長されたもの。)までに申告した。

別紙2 復興特別法人税の確定申告及び更正処分等

(単位：円)

課税 事業 年度	区分		更正処分等
	項目	申告	
平成25 年 3 月 度	年月日等	法定申告期限内	平成27年6月8日
	課税標準法人税額	6,603,000	34,201,000
	納付すべき税額	660,200	3,420,000
	過少申告加算税の額		24,000
	重加算税の額		878,500
平成26 年 3 月 度	年月日等	提出期限内	平成27年6月8日
	課税標準法人税額	9,442,000	18,029,000
	納付すべき税額	943,900	1,802,600
	重加算税の額		297,500

(注)平成26年3月課税事業年度は、提出期限(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第53条《課税標準及び税額の申告》第4項の規定により1月間延長されたもの。)までに申告した。

別紙3 消費税の確定申告及び更正処分等

(単位:円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等
	項目			
平成22年3月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	課税標準額		4,485,759,000	4,485,759,000
	仕入税額控除の額		186,376,868	182,959,200
	納付すべき消費税額		△6,946,508	△3,528,840
	納付すべき地方消費税額		△1,736,627	△882,210
	重加算税の額			1,494,500
平成23年3月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	課税標準額		5,082,105,000	5,082,105,000
	仕入税額控除の額		199,046,185	192,998,496
	納付すべき消費税額		4,238,000	10,285,700
	納付すべき地方消費税額		1,059,500	2,571,400
	重加算税の額			2,642,500
平成24年3月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	課税標準額		5,370,923,000	5,340,923,000
	仕入税額控除の額		233,481,390	228,992,998
	納付すべき消費税額		△18,644,470	△15,356,078
	納付すべき地方消費税額		△4,661,117	△3,839,019
	過少申告加算税の額			54,500
	重加算税の額			1,249,500
平成25年3月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	課税標準額		5,533,888,000	5,543,820,000
	仕入税額控除の額		216,889,650	211,807,470
	納付すべき消費税額		4,465,800	9,945,300
	納付すべき地方消費税額		1,116,400	2,486,300
	過少申告加算税の額			49,000
	重加算税の額			2,222,500
平成26年3月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成27年6月8日
	課税標準額		5,550,912,000	5,552,455,000
	仕入税額控除の額		220,524,367	218,422,779
	納付すべき消費税額		1,512,100	3,675,400
	納付すべき地方消費税額		378,000	918,800
	過少申告加算税の額			6,000
	重加算税の額			920,500

(注)「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別紙4 訴外Bに対する備車費計上額

(単位：円)

	期間	本件各取引備車額	本件各金員	
			追加備車額	総勘定元帳に記載した日
平成22年3月期	平成21年4月 ～平成21年9月	887,238,836	計上なし	-
	平成21年10月 ～平成22年3月	996,443,497	94,500,000	平成22年5月20日
平成23年3月期	平成22年4月 ～平成22年9月	1,006,381,273	80,510,500	平成22年11月18日
	平成22年10月 ～平成23年3月	1,043,217,902	78,241,343	平成23年5月23日
平成24年3月期	平成23年4月 ～平成23年9月	1,088,506,728	43,540,000	平成23年11月24日
	平成23年10月 ～平成24年3月	1,048,343,149	31,500,000	平成24年5月28日
平成25年3月期	平成24年4月 ～平成24年9月	1,011,973,691	60,718,000	平成24年11月16日
	平成24年10月 ～平成25年3月	1,039,038,152	72,733,000	平成25年5月16日
平成26年3月期	平成25年4月 ～平成25年9月	1,010,128,670	計上なし	-
	平成25年10月 ～平成26年3月	953,850,694	55,319,000	平成26年5月21日

本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

第1 本件各期更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各期更正処分の根拠

平成22年3月期更正処分、平成23年3月期更正処分、平成24年3月期更正処分、平成25年3月期更正処分及び平成26年3月期更正処分（以下「本件各期更正処分」という。）の課税の根拠は、以下のとおりである。

(1) 平成22年3月期

ア 所得金額（別表1の①欄順号1） 1億5506万2642円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）確定申告における所得金額（別表1の①欄順号2） 3845万8831円

上記金額は、原告が平成22年5月27日、札幌西税務署長に提出した平成22年3月期に係る法人税の確定申告書（以下「平成22年3月期確定申告書」という。乙第28号証）別表一（二）の「所得金額又は欠損金額」欄（1欄）に記載した所得金額である。

（イ）所得金額に加算すべき金額（別表1の①欄順号3） 2億0499万1014円

上記金額は、次のaないしeの各金額の合計額である。

a 備車費の過大計上額（別表2の①欄順号2） 9450万円

上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成22年3月期の法人税の申告において備車費として損金の額に算入した金額である。

しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、所得金額の計算においては支払がされるまでの間はなかったものとされ、法人税法22条3項各号に規定する損金の額に算入すべき金額に該当しない。

b 寄附金の損金不算入額（別表2の①欄順号3） 8641万9439円

上記金額は、原告が平成22年3月期に支出した寄附金の損金不算入額である。

原告は、平成21年3月期において本件各金員と同様に追加払分として計上した備車費について、平成22年3月期に8838万7203円を支出した。

しかし、当該追加払分の備車費は、本件各金員と同様に法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、平成22年3月期に支出した寄附金のうち、同条1項及び法人税法施行令73条1項（平成23年政令第379号による改正前のもの。以下（2）及び（3）において同じ。）の規定に基づき算出した寄附金の損金算入限度額を超過した部分は、損金の額に算入されない金額である。

c 租税公課の過大計上額（別表2の①欄順号4） 499万6738円

上記金額は、原告が平成22年3月期の法人税の申告において固定資産税として損金の額に算入した金額のうち、土地の取得価額に算入され、損金の額に算入されない金額である。

d 支払手数料の過大計上額（別表2の①欄順号5） 823万3039円

上記金額は、原告が平成22年3月期の法人税の申告において支払手数料として損金の額に算入した金額のうち、土地の取得価額に算入され、損金の額に算入されない金額である。

e 減価償却超過額（別表2の①欄順号6） 1084万1798円

上記金額は、原告の平成22年3月期に取得した建物に係る減価償却超過額であり、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額（別表1の①欄順号4）

寄附金の損金算入額（別表2の①順号9） 8838万7203円

上記金額は、原告が平成21年3月期において本件各金員と同様に追加払分として計上した備車費について、平成22年3月期に支出した金額である。

当該追加払分の備車費は、本件各金員と同様に法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、実際に支出した平成22年3月期において損金の額に算入されるべき金額である。

イ 納付すべき法人税額（別表1の①欄順号5） 3378万4300円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額である。（国税通則法（以下「通則法」という。）119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）

（ア）所得金額に対する法人税額（別表1の①欄順号6） 3379万3640円

上記金額は、前記アの所得金額（通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法66条3項（ただし、平成23年法律第114号による改正前のもの。以下（2）及び（3）において同じ。）及び租税特別措置法（以下「措置法」という。）42条の3の2（ただし、平成23年法律第114号による改正前のもの。以下（2）及び（3）において同じ。）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

（イ）法人税額から控除される所得税等の額（別表1の①欄順号7） 9247円

上記金額は、法人税法68条1項（ただし、平成23年法律第114号による改正前のもの。以下（2）及び（3）において同じ。）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告が平成22年3月期確定申告書別表一（二）（乙第28号証1枚目）の「控除税額」欄（10欄）に記載した金額と同額である。

(2) 平成23年3月期

ア 所得金額（別表1の②欄順号1） 1億9673万4297円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）確定申告における所得金額（別表1の②欄順号2） 4873万8060円

上記金額は、原告が平成23年5月30日、札幌西税務署長に提出した平成23年3月期に係る法人税の確定申告書（以下「平成23年3月期確定申告書」という。乙第29号証）別表一（二）の「所得金額又は欠損金額」欄（1欄）に記載した所得金額である。

- (イ) 所得金額に加算すべき金額 (別表1の②欄順号3) 3億3126万7099円
 上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。
- a 備車費の過大計上額 (別表2の②欄順号2) 1億5875万1843円
 上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成23年3月期の法人税の申告において備車費として損金の額に算入した金額である。
 しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、所得金額の計算においては支払がされるまでの間はなかったものとされ、法人税法22条3項各号に規定する損金の額に算入すべき金額に該当しない。
- b 寄附金の損金不算入額 (別表2の②欄順号3) 1億7251万5256円
 上記金額は、原告が平成23年3月期に支出した寄附金の損金不算入額である。
 原告は、平成23年3月期に、本件各金員のうち1億7501万0500円を支出した。
 しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、平成23年3月期に支出した寄附金のうち、同条1項及び法人税法施行令73条1項の規定に基づき算出した寄附金の損金算入限度額を超過した部分は、損金の額に算入されない。
- (ウ) 所得金額から減算すべき金額 (別表1の②欄順号4) 1億8327万0862円
 上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。
- a 寄附金の損金算入額 (別表2の②欄順号9) 1億7501万0500円
 上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成23年3月期に支出した金額である。
 本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、実際に支出した平成23年3月期において損金の額に算入されるべき金額である。
- b 減価償却超過額の損金算入額 (別表2の②欄順号10) 66万2362円
 上記金額は、平成22年3月期における減価償却超過額のうち、法人税法31条(ただし、平成23年法律第114号による改正前のもの。以下(2)及び(3)において同じ。)4項の規定に基づき、平成23年3月期の損金の額に算入される金額である。
- c 事業税の損金算入額 (別表2の②欄順号11) 759万8000円
 上記金額は、平成22年3月期更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、平成23年3月期の損金の額に算入されるものである。
- イ 納付すべき法人税額 (別表1の②欄順号5) 4295万1400円
 上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。
- (ア) 所得金額に対する法人税額 (別表1の②欄順号6) 4296万1480円
 上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条3項及び措置法42条の3の2に規定する税率を乗じて計算した金額である。
- (イ) 法人税額から控除される所得税等の額 (別表1の②欄順号7) 9989円
 上記金額は、法人税法68条1項に規定する法人税額から控除される所得税額であり、

原告が平成23年3月期確定申告書別表一（二）（乙第29号証1枚目）の「控除税額」欄（10欄）に記載した金額と同額である。

(3) 平成24年3月期

ア 所得金額（別表1の③欄順号1） 5764万5764円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）確定申告における所得金額（別表1の③欄順号2） 2514万6270円

上記金額は、原告が平成24年5月29日、札幌西税務署長に提出した平成24年3月期に係る法人税の確定申告書（以下「平成24年3月期確定申告書」という。乙第30号証）別表一（二）の「所得金額又は欠損金額」欄（1欄）に記載した所得金額である。

（イ）所得金額に加算すべき金額（別表1の③欄順号3） 1億9608万6699円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 備車費の過大計上額（別表2の③欄順号2） 7504万円

上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成24年3月期の法人税の申告において備車費として損金の額に算入した金額である。

しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、所得金額の計算においては支払がされるまでの間はなかったものとされ、法人税法22条3項各号に規定する損金の額に算入すべき金額に該当しない。

b 寄附金の損金不算入額（別表2の③欄順号3） 1億2104万6699円

上記金額は、原告が平成24年3月期に支出した寄附金の損金不算入額である。

原告は、平成24年3月期に、本件各金員のうち1億2178万1343円を支出した。

しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、平成24年3月期に支出した寄附金のうち、同条1項及び法人税法施行令73条1項の規定に基づき算出した寄附金の損金算入限度額を超過した部分は、損金の額に算入されない。

（ウ）所得金額から減算すべき金額（別表1の③欄順号4） 1億6358万7205円

上記金額は、次のaないしdの各金額の合計額である。

a 寄附金の損金算入額（別表2の③欄順号9） 1億2178万1343円

上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成24年3月期に支出した金額である。

本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、実際に支出した平成24年3月期において損金の額に算入されるべき金額である。

b 減価償却超過額の損金算入額（別表2の③欄順号10） 66万2362円

上記金額は、前記（1）ア（イ）eに記載した平成22年3月期における減価償却超過額のうち、法人税法31条4項の規定に基づき、平成24年3月期の損金の額に算入される金額である。

c 事業税の損金算入額（別表2の③欄順号11） 964万3500円
上記金額は、平成23年3月期更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、平成24年3月期の損金の額に算入されるものである。

d 運送収入の過大計上額（別表2の③欄順号12） 3150万円
上記金額は、原告が平成24年3月期の法人税の申告において運送収入として益金の額に算入した金額のうち、原告が株式会社F及び訴外Dに対し平成23年10月分ないし平成24年3月分の備車料として請求した金額の合計額である。

しかしながら、当該請求した備車料の額は、甲オーナーが、株式会社F及び訴外Dの利益を、原告を介して訴外Bに移転するために計上したものであって、当該請求した備車料の額に対応する原告の役務提供の事実はない（乙第11号証の1問6ないし答7〔3、4枚目〕）。

また当該請求した備車料について、平成24年3月期において支払を受けた事実もないことから、法人税法22条2項に規定する益金の額に算入すべき金額に該当しない。

イ 納付すべき法人税額（別表1の③欄順号5） 1235万3000円
上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額である。

（ア）所得金額に対する法人税額（別表1の③欄順号6） 1236万1900円
上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条3項及び措置法42条の3の2に規定する税率を乗じて計算した金額である。

（イ）法人税額から控除される所得税等の額（別表1の③欄順号7） 8838円
上記金額は、法人税法68条1項に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告が平成24年3月期確定申告書別表一（二）（乙第30号証1枚目）の「控除税額」欄（10欄）に記載した金額と同額である。

（4）平成25年3月期

ア 所得金額（別表1の④欄順号1） 1億8571万5872円
上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）確定申告における所得金額（別表1の④欄順号2） 4046万5418円
上記金額は、原告が平成25年5月28日、札幌西税務署長に提出した平成25年3月期に係る法人税の確定申告書（以下「平成25年3月期確定申告書」という。乙第31号証）別表一（二）の「所得金額又は欠損金額」欄（1欄）に記載した所得金額である。

（イ）所得金額に加算すべき金額（別表1の④欄順号3） 2億4024万8516円
上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。

a 備車費の過大計上額（別表2の④欄順号2） 1億3345万1000円
上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成25年3月期の法人税の申告において備車費として損金の額に算入した金額である。

しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、所得金額の計算においては支払がされるまでの間

はなかったものとされ、法人税法22条3項各号に規定する損金の額に算入すべき金額に該当しない。

b 寄附金の損金不算入額（別表2の④欄順号3） 9104万7516円
上記金額は、原告が平成25年3月期に支出した寄附金の損金不算入額である。

原告は、平成25年3月期に、本件各金員のうち9221万8000円を支出した。
しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、平成25年3月期に支出した寄附金のうち、同条1項及び法人税法施行令73条1項（平成28年政令第146号による改正前のもの。以下（5）において同じ。）の規定に基づき算出した寄附金の損金算入限度額を超過した部分は、損金の額に算入されない。

c 受贈益の計上漏れ額（別表2の④欄順号7） 1575万円
上記金額は、前記（3）ア（ウ）dの運送収入の決済として、原告が平成25年3月期に訴外Dから受領した金員の額である

当該受領した金員は、訴外Dから原告に対して資金を贈与されたものであるから、法人税法22条2項に規定する無償による資産の譲受けに該当し、平成25年3月期において原告の益金の額に算入されるべき金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額（別表1の④欄順号4） 9499万8062円
上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。

a 寄附金の損金算入額（別表2の④欄順号9） 9221万8000円
上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成25年3月期に支出した金額である。
本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、実際に支出した平成25年3月期において損金の額に算入されるべき金額である。

b 減価償却超過額の損金算入額（別表2の④欄順号10） 66万2362円
上記金額は、前記（1）ア（イ）eに記載した平成22年3月期における減価償却超過額のうち、法人税法31条4項の規定に基づき、平成25年3月期の損金の額に算入される金額である。

c 事業税の損金算入額（別表2の④欄順号11） 211万7700円
上記金額は、原告の平成24年3月期更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、平成25年3月期の損金の額に算入されるものである。

イ 納付すべき法人税額（別表1の④欄順号5） 3419万2600円
上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額である。

(ア) 所得金額に対する法人税額（別表1の④欄順号6） 3496万5850円
上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条3項及び措置法42条の3の2（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下（5）において同じ。）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 法人税額から控除される所得税等の額（別表1の④欄順号7） 77万3170円
上記金額は、法人税法68条1項（ただし、平成29年法律第4号による改正前のもの。以下（5）において同じ。）に規定する法人税額から控除される所得税の額877

0円及び措置法42条の6（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの。）に規定する中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額76万4400円の合計額であり、原告が平成25年3月期確定申告書別表一（二）（乙第31号証1枚目）の「控除税額」欄（10欄）及び「法人税額の特別控除額」欄（3欄）にそれぞれ記載した金額と同額である。

（5）平成26年3月期

ア 所得金額（別表1の⑤欄順号1） 9657万6589円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）確定申告における所得金額（別表1の⑤欄順号2） 5138万4451円

上記金額は、原告が平成26年6月26日、札幌西税務署長に提出した平成26年3月期に係る法人税の確定申告書（以下「平成26年3月期確定申告書」という。乙第32号証）別表一（二）の「所得金額又は欠損金額」欄（1欄）に記載した所得金額である。

（イ）所得金額に加算すべき金額（別表1の⑤欄順号3） 1億2805万2000円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 備車費の過大計上額（別表2の⑤欄の順号2） 5531万9000円

上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成26年3月期の法人税の申告において備車費として損金の額に算入した金額である。

しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法施行令78条の規定により、所得金額の計算においては支払がされるまでの間はなかったものとされ、法人税法22条3項各号に規定する損金の額に算入すべき金額に該当しない。

b 寄附金の損金不算入額（別表2の⑤欄順号3） 7273万3000円

上記金額は、原告が平成26年3月期に支出した寄附金の損金不算入額である。

原告は、平成26年3月期に、本件各金員のうち7273万3000円を支出した。

しかし、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当する。

原告は、その出資口の全部を、C社、訴外B、訴外E、株式会社F、訴外D及びG有限会社の6社によって保有されている（乙第32号証2枚目）。

ところで、C社は、平成25年3月、訴外B、訴外E、株式会社F、訴外D及びG有限会社のそれぞれの発行済株式の全部を取得したことで、原告及び訴外Bは、C社にそれぞれその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されることとなった。

このことにより、原告と訴外Bは、C社による法人税法37条2項に規定する完全支配関係（一の者〔法人に限る〕との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係。法人税法2条1項12号の7の6参照。）を有することとなった。

したがって、原告が訴外Bに支払った上記7273万3000円は法人税法37条2項の規定に基づき、その全額が損金不算入額となるものである。

（ウ）所得金額から減算すべき金額（別表1の⑤欄順号4） 8285万9862円

上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。

- a 寄附金の損金算入額（別表2の⑤欄順号9） 7273万3000円
 上記金額は、本件各金員のうち、原告が平成26年3月期に支出した金額である。
 本件各金員は、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当するから、法人税法
 施行令78条の規定により、実際に支出した平成26年3月期において損金の額に
 算入されるべき金額である。
- b 減価償却超過額の損金算入額（別表2の⑤欄順号10） 66万2362円
 上記金額は、前記（1）ア（イ）eに記載した平成22年3月期における減価償
 却超過額のうち、法人税法31条4項の規定に基づき、平成26年3月期の損金の
 額に算入される金額である。
- c 事業税の損金算入額（別表2の⑤欄順号11） 946万4500円
 上記金額は、原告の平成25年3月期更正処分に伴い増加する事業税相当額であ
 り、平成26年3月期の損金の額に算入されるものである。
- イ 納付すべき法人税額（別表1の⑤欄順号5） 1801万9600円
 上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額である。
 （ア）所得金額に対する法人税額（別表1の⑤欄順号6） 1802万9440円
 上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条3項及び措置法42条の3の2に規
 定する税率を乗じて計算した金額である。
 （イ）法人税額から控除される所得税等の額（別表1の⑤欄順号7） 9752円
 上記金額は、法人税法68条1項に規定する法人税額から控除される所得税の額であ
 り、原告が平成26年3月期確定申告書別表一（二）（乙第32号証1枚目）の「控除
 税額」欄（10欄）に記載した金額と同額である。

2 本件各期更正処分の適法性

原告が、平成22年3月期及び平成23年3月期の法人税の確定申告に当たり、本件各金員
 を備車費に計上した一連の行為は、それぞれ通則法70条4項に規定する「偽りその他不正の
 行為」に該当するから、原告の平成22年3月期及び平成23年3月期に係る法人税の更正は、
 同項に基づき、それぞれの法定申告期限から7年を経過する日まで行うことができる。

そして、前記1のとおり、被告が本件訴訟において主張する、本件各期の原告の所得金額及
 び納付すべき法人税額は、それぞれ、

平成22年3月期

所得金額 1億5506万2642円

納付すべき法人税額 3378万4300円

平成23年3月期

所得金額 1億9673万4297円

納付すべき法人税額 4295万1400円

平成24年3月期

所得金額 5764万5764円

納付すべき法人税額 1235万3000円

平成25年3月期

所得金額 1億8571万5872円

納付すべき法人税額	3419万2600円
平成26年3月期	
所得金額	9657万6589円
納付すべき法人税額	1801万9600円

である。

これらの金額は、いずれも本件各期更正処分における原告の所得金額及び納付すべき法人税額と同額であるから、本件各期更正処分はいずれも適法である。

3 本件各期の加算税の各賦課決定処分の根拠

前記2で述べたとおり、本件各期更正処分はいずれも適法であるところ、本件各期更正処分により新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに通則法65条（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。）4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、甲オーナーが、対価性のない本件各金員について、訴外Bに本件各支出額請求書を作成させ、これに基づき原告が総勘定元帳の「備車費」勘定に記載した行為は、通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」たことに該当し、「その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」と認められる。

したがって、本件各期更正処分により新たに納付すべき法人税額のうち、当該隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額については、同項の規定に基づき、以下のとおり、重加算税が賦課されることになる。

(1) 本件各期の重加算税の額について

ア 平成22年3月期の重加算税の額（別表1の①欄順号12） 727万6500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、平成22年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった2565万2800円（別表1の①欄順号9）のうち、重加算税対象となる2079万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成23年3月期の重加算税の額（別表1の②欄順号12） 1139万2500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、平成23年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった3255万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。別表1の②欄順号10）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成24年3月期の重加算税の額（別表1の③欄順号12） 249万9000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、平成24年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった714万円（別表1の③欄順号10）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成25年3月期の重加算税の額（別表1の④欄順号12） 879万5500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、平成25年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった2759万7500円（別表1の④欄順号9）のうち、重加算税対象となる2513万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

オ 平成26年3月期の重加算税の額（別表1の⑤欄順号12） 300万3000円
上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、平成26年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった858万円（別表1の⑤欄順号10）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成22年3月期及び平成25年3月期の過少申告加算税の額について

ア 平成22年3月期の過少申告加算税の額（別表1の①欄順号11） 48万6000円
上記金額は、通則法65条1項に基づき、平成22年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった2565万2800円（別表1の①欄順号10）のうち、過少申告加算税対象となる486万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成25年3月期の過少申告加算税の額（別表1の④欄順号11） 24万6000円
上記金額は、通則法65条1項に基づき、平成25年3月期更正処分により新たに納付すべきこととなった2759万7500円（別表1の①欄順号10）のうち、過少申告加算税対象となる246万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件各期の加算税の各賦課決定処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する本件各期の加算税の各賦課決定処分の金額は、前記3(1)及び(2)のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件各期の重加算税の額及び平成22年3月期及び平成25年3月期の過少申告加算税の額と同額であるから、本件各期の加算税の各賦課決定処分は適法である。

第2 本件各課税事業年度更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各課税事業年度更正処分の根拠

平成25年3月課税事業年度更正処分及び平成26年3月課税事業年度更正処分（以下「本件各課税事業年度更正処分」という。）の課税の根拠は、以下のとおりである。

(1) 平成25年3月課税事業年度

ア 課税標準法人税額（別表3の①欄順号1） 3420万1000円
上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額（通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(ア) 確定申告における基準法人税額（別表3の①欄順号2） 660万3950円
上記金額は、原告が平成25年5月28日、札幌西税務署長に提出した平成25年3月課税事業年度に係る復興特別法人税の確定申告書（以下「平成25年3月課税事業年度確定申告書」という。乙第33号証）別表一の「基準法人税額」欄（14欄）に記載した基準法人税額である。

(イ) 基準法人税額の増加額（別表3の①欄順号3） 2759万7500円
上記金額は、平成25年3月期更正処分により原告の法人税額が増加したことによる基準法人税額の増加額である。

イ 納付すべき復興特別法人税額（別表3の①欄順号4） 342万円
上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）である。

(ア) 課税標準法人税額に対する復興特別法人税額 (別表3の①欄順号5)

342万0100円

上記金額は、前記アの課税標準法人税額に復興財源確保法48条に規定する100分の10の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 (別表3の①欄順号6) 70円

上記金額は、復興財源確保法49条1項に規定する復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額であり、原告が平成25年3月課税事業年度確定申告書別表一(乙第33号証1枚目)の「控除税額」欄(3欄)に記載した金額と同額である。

(2) 平成26年3月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 (別表3の②欄順号1) 1802万9000円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額である。

(ア) 確定申告における基準法人税額 (別表3の②欄順号2) 944万2960円

上記金額は、原告が平成26年6月26日、札幌西税務署長に提出した平成26年3月課税事業年度に係る復興特別法人税の確定申告書(以下「平成26年3月課税事業年度確定申告書」という。乙第34号証)別表一の「基準法人税額」欄(14欄)に記載した基準法人税額である。

(イ) 基準法人税額の増加額 (別表3の②欄順号3) 858万6480円

上記金額は、平成26年3月期更正処分により原告の法人税額が増加したことによる基準法人税額の増加額である。

イ 納付すべき復興特別法人税額 (別表3の②欄順号4) 180万2600円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税標準法人税額に対する復興特別法人税額 (別表3の②欄順号5)

180万2900円

上記金額は、前記アの課税標準法人税額に復興財源確保法48条に規定する100分の10の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 (別表3の②欄順号6) 202円

上記金額は、復興財源確保法49条1項に規定する復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額であり、原告が平成26年3月課税事業年度確定申告書別表一(乙第34号証1枚目)の「控除税額」欄(3欄)に記載した金額と同額である。

2 本件各課税事業年度の各更正処分の適法性

前記1(1)及び(2)のとおり、被告が本件訴訟において主張する、本件各課税事業年度における原告の課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額は、それぞれ、

平成25年3月課税事業年度

課税標準法人税額 3420万1000円

納付すべき復興特別法人税額 342万円

平成26年3月課税事業年度

課税標準法人税額 1802万9000円

納付すべき復興特別法人税額 180万2600円

である。

これらの金額は、いずれも本件各課税事業年度更正処分における原告の納付すべき復興特別法人税額と同額であるから、本件各課税事業年度更正処分はいずれも適法である。

3 本件各課税事業年度の加算税の各賦課決定処分の根拠

前記2で述べたとおり、本件各課税事業年度更正処分はいずれも適法であるところ、本件各課税事業年度更正処分により新たに納付すべき復興特別法人税額の計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、甲オーナーが、対価性のない本件各金員について、訴外Bに本件各支出額請求書を作成させ、これに基づき原告が総勘定元帳の「備車費」勘定に記載した行為は、通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」たことに該当し、「その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」と認められる。

したがって、本件各課税事業年度更正処分により新たに納付すべき復興特別法人税額のうち、当該隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額については、同項の規定に基づき、以下のとおり、重加算税が賦課されることになる。

(1) 本件各課税事業年度の重加算税の額について

ア 平成25年3月課税事業年度の重加算税の額（別表3の①欄順号11）

87万8500円

上記金額は、平成25年3月課税事業年度更正処分により新たに納付すべきこととなった275万9800円（別表3の①欄順号8）のうち、重加算税対象となる251万円（通則118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に、通則法68条1項に基づき、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成26年3月課税事業年度の重加算税の額（別表3の②欄順号11）

29万7500円

上記金額は、平成26年3月課税事業年度更正処分により新たに納付すべきこととなった85万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3の②欄順号8）に、通則法68条1項に基づき、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成25年3月課税事業年度の過少申告加算税の額について

平成25年3月課税事業年度更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、平成25年3月課税事業年度更正処分により新たに納付すべきこととなった275万9800円のうち、過少申告加算税対象となる24万（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項に基づき、100分の10の割合を乗じて算出した2万4000円である。

4 本件各課税事業年度の加算税の各賦課決定処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する本件各課税事業年度の加算税の各賦課決定処分の金額は、前記3（1）及び（2）のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件各事業年度の重加算税の額及び平成25年3月課税事業年度の過少申告加算税の額と同額であるから、本件

各課税事業年度の加算税の各賦課決定処分は適法である。

第3 本件各課税期間更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各課税期間更正処分の根拠

平成22年3月課税期間更正処分、平成23年3月課税期間更正処分、平成24年3月課税期間更正処分、平成25年3月課税期間更正処分及び平成26年3月課税期間更正処分（以下「本件各課税期間更正処分」という。）の課税の根拠は、以下のとおりである。

(1) 平成22年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表4-1の①欄順号1） 44億8575万9000円

上記金額は、原告が平成22年5月27日、札幌西税務署長に提出した平成22年3月課税期間に係る消費税等の確定申告書（以下「平成22年3月課税期間確定申告書」という。乙第35号証）の「課税標準額」欄（①欄）に記載した金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表4-1の①欄順号4） 1億7943万0360円

上記金額は、前記アの金額に、消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額であり、原告が平成22年3月課税期間確定申告書（乙第35号証1枚目）「消費税額」欄（②欄）に記載した金額と同額である。

ウ 控除税額小計（別表4-1の①欄順号5） 1億8295万9200円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額である。

（ア）控除対象仕入税額（別表4-1の①欄順号6） 1億8295万4400円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除し、cの金額を加算して算出した課税仕入れに係る支払対価の額48億0255万3016円（別表5-1の①欄順号1）に、消費税法30条1項の規定に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

a 確定申告における課税仕入れに係る支払対価の額（別表5-1の①欄順号2）

48億9226万6791円

上記金額は、原告が平成22年3月課税期間確定申告書付表2（乙第35号証2枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄（⑧欄）に記載した金額と同額である。

b 備車費の過大計上額（別表5-1の①欄順号3） 9450万円

上記金額は、前記aの金額のうち、原告が平成22年3月期において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた、前記第1の1（1）ア（イ）a記載の本件各金員の額である。

しかし、本件各金員は、対価性がない支出であって、消費税法30条6項（ただし、平成23年法律第82号による改正前のもの。以下（2）及び（3）において同じ。）に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

c 建物取得費用に係る支払対価の額（別表5-1の①欄順号4） 478万6225円

上記金額は、原告が、不動産の購入に際して支払った固定資産税等清算金のうち、建物に係る部分の金額であり、建物の取得費用として課税仕入れの支払対価の額に含めるべき金額である。

（イ）貸倒れに係る税額（別表4-1の①欄順号7） 4800円

上記金額は、原告が平成22年3月課税期間確定申告書（乙第35号証1枚目）の「貸倒れに係る税額」欄（⑥欄）に記載した金額と同額である。

エ 還付金の額に相当する消費税額（別表4-1の①欄順号8） 352万8840円

上記金額は、前記イの金額から同ウの金額を控除した後の金額であり、消費税法45条1項5号及び52条1項に規定する控除不足額である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税の控除不足還付税額（別表4-1の①欄順号11） 352万8840円

上記金額は、地方税法（ただし、平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）72条の88第2項の規定に基づき、前記イの金額から同ウの金額を控除した消費税法45条1項5号及び同法52条1項に規定する控除不足額である。

カ 還付金の額に相当する地方消費税額（別表4-1の①欄順号12） 88万2210円

上記金額は、前記オの金額に、地方税法72条の88第2項の規定に基づき100分の25を乗じて算出した金額である。

(2) 平成23年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表4-1の②欄順号1） 50億8210万5000円

上記金額は、原告が平成23年5月30日、札幌西税務署長に提出した平成23年3月課税期間に係る消費税等の確定申告書（以下「平成23年3月課税期間確定申告書」という。乙第36号証）の「課税標準額」欄（①欄）に記載した金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表4-1の②欄順号4） 2億0328万4200円

上記金額は、前記アの金額に、消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額であり、原告が平成23年3月課税期間確定申告書（乙第36号証1枚目）の「消費税額」欄（②欄）に記載した金額と同額である。

ウ 控除税額小計（別表4-1の②欄順号5） 1億9299万8496円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除して算出した課税仕入れに係る支払対価の額50億6621万0531円（別表5-1の②欄順号1）に、消費税法30条1項の規定に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

（ア）確定申告における課税仕入れに係る支払対価の額（別表5-1の②欄順号2）

52億2496万2374円

上記金額は、原告が平成23年3月課税期間確定申告書付表2（乙第36号証2枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄（⑧欄）に記載した金額と同額である。

（イ）備車費の過大計上額（別表5-1の②欄順号3） 1億5875万1843円

上記金額は、前記（ア）の金額のうち、原告が平成23年3月期において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた、前記第1の1（2）ア（イ）a記載の本件各金員の額である。

しかし、本件各金員は、対価性がない支出であって、消費税法30条6項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

エ 納付すべき消費税額（別表4-1の②欄順号8） 1028万5700円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条

1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額(別表4-1の②欄順号11)

1028万5700円

上記金額は、地方税法72条の77第2号に基づく課税標準となる消費税額(前記エの金額)である。

カ 納付すべき地方消費税額(別表4-1の②欄順号12)

257万1400円

上記金額は、前記オの金額に、地方税法72条の83に規定する100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

(3)平成24年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額(別表4-1の③欄順号1)

53億4092万3000円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額(通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア)確定申告における課税資産の譲渡等の対価の額(別表4-1の③欄順号2)

53億7092万3302円

上記金額は、原告が平成24年5月29日、札幌西税務署長に提出した平成24年3月課税期間に係る消費税等の確定申告書(以下「平成24年3月課税期間確定申告書」という。乙第37号証)付表2の「課税売上額(税抜き)」(①欄)に記載した金額と同額である。

(イ)運送収入の過大計上額(別表4-1の③欄順号3)

3000万円

上記金額は、原告が平成24年3月期において益金の額に算入した、前記第1の1(3)ア(ウ)d記載の備車料の額3150万円に105分の100を乗じた金額である。

しかしながら、当該請求した備車料の額は、甲オーナーが、株式会社F及び訴外Dの利益を、原告を介して訴外Bに移転するために計上したものであって、当該請求した備車料の額に対応する原告の役務提供の事実はない(乙第11号証の1問6ないし答7〔3、4枚目〕)。

したがって、当該請求した備車料の額は、消費税法2条1項9号に規定する課税資産の譲渡等に該当しない。

イ 課税標準額に対する消費税額(別表4-1の③欄順号4)

2億1363万6920円

上記金額は、前記アの金額に、消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除税額小計(別表4-1の③欄順号5)

2億2899万2998円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア)控除対象仕入税額(別表4-1の③欄順号6)

2億2893万5038円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額を控除して算出した課税仕入れに係る支払対価の額60億0954万4766円(別表5-1の③欄順号1)に、消費税法30条1項の規定に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

a 確定申告における課税仕入れに係る支払対価の額(別表5-1の③欄順号2)

61億2736万5043円

上記金額は、原告が平成24年3月課税期間確定申告書付表2（乙第37号証2枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄（⑧欄）に記載した金額と同額である。

b 備車費の過大計上額（別表5-1の③欄順号3） 7504万円

上記金額は、前記aの金額のうち、原告が平成24年3月期において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた、前記第1の1（3）ア（イ）a記載の本件各金員の額である。

しかし、本件各金員は、対価性のない支出であって、消費税法30条6項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

c 給与負担金に係る課税仕入れ否認額（別表5-1の③欄順号5） 4278万0277円

上記金額は、原告が平成24年3月期において計上した外注費のうち、訴外C社に対する外注費名目で計上していた金額であるが、当該金額は、原告が訴外C社から社員の出向を受けたことに対して、当該出向を受けた社員の給与を負担したものである。

当該給与負担金は、消費税法2条1項12号（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの）に規定する給与等を対価とする役務の提供の対価であり、課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべきものである。

(イ) 貸倒れに係る税額（別表4-1の③欄順号7） 5万7960円

上記金額は、原告が平成24年3月課税期間確定申告書（乙第37号証1枚目）の「貸倒れに係る税額」欄（⑥欄）に記載した金額と同額である。

エ 還付金の額に相当する消費税額（別表4-1の③欄順号8） 1535万6078円

上記金額は、前記イの金額から同ウの金額を控除した後の金額であり、消費税法45条1項5号及び同法52条1項に規定する控除不足額である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税の控除不足還付税額（別表4-1の③欄順号11） 1535万6078円

上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、前記イの金額から同ウの金額を控除した消費税法45条1項5号及び同法52条1項に規定する控除不足額である。

カ 還付金の額に相当する地方消費税額（別表4-1の③欄順号12） 383万9019円

上記金額は、前記オの金額に、地方税法72条の88第2項の規定に基づき100分の25を乗じて算出した金額である。

(4) 平成25年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表4-2の①欄順号1） 55億4382万円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）及び（ウ）の各金額を加算した金額（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 確定申告における課税標準額（別表4-2の①欄順号2） 55億3388万8000円

上記金額は、原告が平成25年5月28日、札幌西税務署長に提出した平成25年3月課税期間に係る消費税等の確定申告書（「以下「平成25年3月課税期間確定申告書」という。乙第38号証）の「課税標準額」欄（①欄）に記載した金額と同額である。

(イ) 課税標準額の計算誤りの額 (別表4-2の①欄順号3) 913万2967円

上記金額は、前記(ア)の金額と原告の総勘定元帳に基づき算出した課税資産の譲渡等の対価の額55億4302万0967円との差額である。

原告は、平成25年3月課税期間の課税標準額を、総勘定元帳から資産の譲渡等の対価の額を集計した「消費税額試算表」(乙第39号証)の科目名称「[売上合計]」の「課税取引」欄(同号証1枚目)に記載した58億2017万2016円に105分の100を乗じて算出した55億4302万0967円と算出し、平成25年3月課税期間確定申告書付表2(乙第38号証2枚目)の「課税売上額(税抜き)」欄(①欄)に記載していた。

本来原告は、平成25年3月課税期間確定申告書の「課税標準額」欄(①欄。乙第38号証1枚目)に55億4302万0000円(平成25年3月課税期間確定申告書付表2の「課税売上額(税抜き)」欄〔①欄。同号証2枚目〕に記載した金額を通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。)と記載すべきところ、前記(ア)の金額を記載していたことから、当該金額の差額は課税標準額に加算されるべきものである。

(ウ) 駐車場使用料 (別表4-2の①欄順号4) 80万円

上記金額は、原告が平成25年3月に貸付けた駐車場の使用料84万円に105分の100を乗じたものであるが、当該駐車場の貸付けは、消費税法施行令8条に規定する駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に当たり、非課税となる土地の貸付けから除外されることから、当該駐車場使用料は課税資産の譲渡等に該当する。

イ 課税標準額に対する消費税額 (別表4-2の①欄順号5) 2億2175万2800円

上記金額は、前記アの金額に、消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除税額小計 (別表4-2の①欄順号6) 2億1180万7470円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 控除対象仕入税額 (別表4-2の①欄順号7) 2億1161万8664円

上記金額は、消費税法30条2項(ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づき、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額(同項1号イ。後記aの金額)に、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合(後記cの割合)を乗じて計算した金額(同号ロ。後記bの金額)を加算した金額である。

a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(別表5-2の①欄順号6) 2億0062万0517円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を控除した55億5500万5203円に105分の4を乗じて算出した2億1161万9245円から次のbの金額を控除した金額である。

(a) 確定申告に係る課税仕入れに係る支払対価の額 (別表5-2の①欄順号2) 56億8845万6203円

上記金額は、原告が平成25年3月課税期間確定申告書付表2(乙第38号証2

枚目)の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(⑧欄)に記載した金額と同額である。

- (b) 備車費の過大計上額(別表5-2の①欄順号3) 1億3345万1000円
上記金額は、前記aの金額のうち、原告が平成25年3月期において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた、前記第1の1(4)ア(イ)a記載の本件各金員の額である。

しかし、本件各金員は、対価性のない支出であって、消費税法30条6項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

- b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(別表5-2の①欄順号7) 1099万8728円
上記金額は、原告が平成25年3月課税期間確定申告書付表2(乙第38号証2枚目)の「⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄(⑮欄)に記載した金額と同額である。

- c 課税売上割合(別表5-2の①欄順号8) 99.9947202562パーセント
上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合で、次の(a)の金額を(a)及び(b)の各金額の合計額で除した割合である。

- (a) 課税資産の譲渡等の対価の額(別表5-2の①欄順号10) 55億4382万0967円
上記金額は、前記ア(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

- (b) その他の資産の譲渡等の対価の額(非課税売上額。別表5-2の①欄順号13) 29万2715円
上記金額は、次の①の金額から②の金額を控除した金額である。

- ① 確定申告におけるその他の資産の譲渡等の対価の額(非課税売上額。別表5-2の①欄順号14) 113万2715円
上記金額は、原告が平成25年3月課税期間確定申告書付表2(乙第38号証2枚目)の「非課税売上額」欄(⑥欄)に記載した金額と同額である。

- ② その他の資産の譲渡等の対価の額から減算すべき金額(別表5-2の①欄順号15) 84万円
上記金額は、原告が前記①の金額に含めた前記ア(ウ)の駐車場使用料であるが、前記ア(ウ)のとおり、当該駐車場の貸付けは非課税となる土地の貸付けから除外されるため、その他の資産の譲渡等の対価の額から減算されるべきものである。

- (イ) 貸倒れに係る税額(別表4-2の①欄順号8) 18万8806円
上記金額は、原告が平成25年3月課税期間確定申告書(乙第38号証1枚目)の「貸倒れに係る税額」欄(⑥欄)に記載した金額と同額である。

- エ 納付すべき消費税額(別表4-2の①欄順号9) 994万5300円
上記金額は、前記イの金額からウの金額を控除した後の金額(通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

- オ 地方消費税の課税標準となる消費税額(別表4-2の①欄順号12)

994万5300円

上記金額は、地方税法72条の77第2号に基づく課税標準となる消費税額（前記エの金額）である。

カ 納付すべき地方消費税額（別表4-2の①欄順号13） 248万6300円

上記金額は、前記オの金額に、地方税法72条の83に規定する100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

(5) 平成26年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表4-2の②欄順号1） 55億5245万5000円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算した金額（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）確定申告における課税資産の譲渡等の対価の額（別表4-2の②欄順号2）

55億5091万2197円

上記金額は、原告が平成26年5月29日、札幌西税務署長に提出した平成26年3月課税期間に係る消費税等の確定申告書（以下「平成26年3月課税期間確定申告書」という。乙第40号証）付表2の「課税売上額（税抜き）」欄（①欄）に記載した金額と同額である。

（イ）駐車場使用料（別表4-2の②欄順号4） 154万2857円

上記金額は、原告が平成26年3月期に貸付けた駐車場の使用料162万円に105分の100を乗じて算出した金額であるが、当該駐車場の貸付けは、消費税法施行令8条に規定する駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に当たり、非課税となる土地の貸付けから除外されることから、当該駐車場使用料は課税資産の譲渡等に該当する。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表4-2の②欄順号5） 2億2209万8200円

上記金額は、前記アの金額に、消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除税額小計（別表4-2の②欄順号6） 2億1842万2779円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額である。

（ア）控除対象仕入税額（別表4-2の②欄順号7） 2億1837万8701円

上記金額は、消費税法30条2項の規定に基づき、課税資産の譲渡等により要する課税仕入れ等の税額の合計額（同項1号イ。後記aの金額）に、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合（後記cの割合）を乗じて計算した金額（同号ロ。後記bの金額）を加算した金額である。

a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等により要するもの（別表5-2の②欄順号6） 1億9884万7736円

上記金額は、次の（a）の金額から（b）の金額を控除した57億3245万9394円に105分の4を乗じて算出した2億1837万9405円から次のbの金額を控除した金額である。

（a）確定申告における課税仕入れに係る支払対価の額（別表5-2の②欄順号2）

57億8777万8394円

上記金額は、原告が平成26年3月課税期間確定申告書付表2（乙第40号証2枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄（⑧欄）に記載した金額と同額である。

(b) 備車費の過大計上額（別表5-2の②欄順号3） 5531万9000円

上記金額は、前記（a）の金額のうち、原告が平成26年3月期において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた、前記第1の1（5）ア（イ）a記載の本件各金員の額である。

しかし、本件各金員は、対価性のない支出であって、消費税法30条6項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（別表5-2の②欄順号7） 1953万1669円

上記金額は、平成26年3月課税期間において課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る消費税額であり、原告が平成26年3月期の総勘定元帳から資産の譲渡等の対価の額を集計した「消費税額集計表」（乙第40号証5枚目）の科目名称「[共通・課税仕入]」の上段「申告書の金額」下段「消費税額」欄に記載した金額と同額である。

c 課税売上割合（別表5-2の②欄順号8）99.9963956343パーセント
上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合で、次の（a）の金額を（a）及び（b）の各金額の合計額で除した割合である。

(a) 課税資産の譲渡等の対価の額（別表5-2の②欄順号10） 55億5245万5054円

上記金額は、前記アの（ア）及び（イ）の各金額の合計額である。

(b) その他の資産の譲渡等の対価の額（非課税売上額。別表5-2の②欄順号13） 20万0138円

上記金額は、次の①の金額から②の金額を控除した金額である。

① 確定申告に係るその他の資産の譲渡等の対価の額（非課税売上額。別表5-2の②欄順号14） 182万0138円

上記金額は、原告が平成26年3月課税期間確定申告書付表2（乙第40号証2枚目）の「非課税売上額」欄（⑥欄）に記載した金額と同額である。

② その他の資産の譲渡等の対価の額から控除すべき金額（別表5-2の②欄順号15） 162万円

上記金額は、原告が前記①の金額に含めた前記ア（イ）の駐車場使用料であるが、前記ア（イ）のとおり、当該駐車場の貸付けは非課税となる土地の貸付けから除外されるため、非課税売上額から減算されるべきものである。

(イ) 貸倒れに係る税額（別表4-2の②欄順号8） 4万4078円

上記金額は、原告が平成26年3月課税期間確定申告書（乙第40号証1枚目）の「貸倒れに係る税額」欄（⑥欄）に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき消費税額（別表4-2の②欄順号9） 367万5400円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を控除した後の金額である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表４－２の②欄順号１２）

３６７万５４００円

上記金額は、地方税法７２条の７第２号に基づく課税標準となる消費税額（前記エの金額）である。

カ 納付すべき地方消費税額（別表４－２の②欄順号１３）

９１万８８００円

上記金額は、前記オの金額に、地方税法７２条の８３に規定する１００分の２５の税率を乗じて算出した金額である。

２ 本件各課税期間の各更正処分の適法性

原告が、平成２２年３月課税期間及び平成２３年３月課税期間の消費税等の確定申告に当たり、本件各金員を課税仕入れに係る支払対価の額に計上した一連の行為は、それぞれ通則法７０条４項に規定する「偽りその他不正の行為」に該当するから、原告の平成２２年３月課税期間及び平成２３年３月課税期間に係る消費税等については、同項に基づき、それぞれの法定申告期限から７年を経過する日まで行うことができる。

そして、前記１のとおり、被告が本件訴訟において主張する、本件各課税期間の原告が納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額は、それぞれ、

平成２２年３月課税期間

還付金の額に相当する消費税額 ３５２万８８４０円

還付金の額に相当する地方消費税額 ８８万２２１０円

平成２３年３月課税期間

納付すべき消費税額 １０２８万５７００円

納付すべき地方消費税額 ２５７万１４００円

平成２４年３月課税期間

還付金の額に相当する消費税額 １５３５万６０７８円

還付金の額に相当する地方消費税額 ３８３万９０１９円

平成２５年３月課税期間

納付すべき消費税額 ９９４万５３００円

納付すべき地方消費税額 ２４８万６３００円

平成２６年３月課税期間

納付すべき消費税額 ３６７万５４００円

納付すべき地方消費税額 ９１万８８００円

である。

これらの金額は、いずれも本件各課税期間更正処分における原告の納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額と同額であるから、本件各課税期間更正処分はいずれも適法である。

３ 本件各課税期間の加算税の各賦課処分の根拠

（１）本件各課税期間について

前記２で述べたとおり、本件各課税期間更正処分はいずれも適法であるところ、本件各課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額の計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに通則法６５条４項１号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、甲オーナーが、対価性のない本件各金員について、訴外Bに本件各支出額請求書を作成させ、これに基づき原告が総勘定元帳の「備車費」勘定に記載して課税仕入れに係る支払対価の額に含めた行為は、通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」たことに該当し、「その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」と認められる。

したがって、本件各課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額のうち、当該事実を隠ぺいし、又は仮装したところに基づく税額については、同項の規定に基づき、以下のとおり、重加算税が賦課されることになる。

(2) 本件各課税期間の重加算税の額について

ア 平成22年3月課税期間の重加算税の額（別表4-1の①欄順号20）

149万4500円

上記金額は、通則法68条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、平成22年3月課税期間更正処分により新たに納付すべきこととなった税額427万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下次のイについて同じ。別表4-1の①欄順号17。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成23年3月課税期間の重加算税の額（別表4-1の②欄順号20）

264万2500円

上記金額は、通則法68条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、平成23年3月課税期間更正処分により新たに納付すべきこととなった755万円（別表4-1の②欄順号17）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成24年3月課税期間の重加算税の額（別表4-1の③欄順号20）

124万9500円

上記金額は、通則法68条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、平成24年3月課税期間更正処分により新たに納付すべきこととなった税額411万0300円（別表4-1の③欄順号17）のうち、重加算税対象となる357万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成25年3月課税期間の重加算税の額（別表4-2の①欄順号21）

222万2500円

上記金額は、通則法68条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、平成25年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき税額684万9400円（別表4-2の①欄順号18）のうち、重加算税対象となる635万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

オ 平成26年3月課税期間の重加算税の額（別表4-2の②欄順号21）

92万0500円

上記金額は、通則法68条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、平成26年3月課税期間更正処分により新たに納付すべきこととなった税額270万4100円（別表4-2の②欄順号18）のうち、重

加算税対象となる263万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(3) 平成24年3月課税期間ないし平成26年3月課税期間の過少申告加算税の額について

ア 平成24年3月課税期間の過少申告加算税の額（別表4-1の③欄順号19）

5万4500円

上記金額は、通則法65条1項、同条2項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、上記(2)ウに記載の411万0300円のうち、過少申告加算税対象となる53万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎とし、①これに同法65条1項に規定する100分の10の割合を乗じて算出した金額5万3000円と、②上記更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった過少申告加算税対象となる税額53万円のうち、50万円を越える部分に相当する税額3万円を基礎とし、これに100分の5を乗じて算出した金額1500円を合計した金額である。

イ 平成25年3月課税期間の過少申告加算税の額（別表4-2の①欄順号20）

4万9000円

上記金額は、通則法65条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、上記(2)エに記載の684万9400円のうち、過少申告加算税対象となる49万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成26年3月課税期間の過少申告加算税の額（別表4-2の②欄順号20）

6000円

上記金額は、通則法65条1項、地方税法附則9条の4第2項並びに同附則9条の9第1項及び同条3項の規定に基づき、上記(2)オに記載の270万4100円のうち、過少申告加算税対象となる6万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件各課税期間の加算税の各賦課決定処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する本件各課税期間の加算税の各賦課決定処分の金額は、前記3(2)及び(3)のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件各事業年度の重加算税の額及び平成24年3月課税期間及び平成26年3月課税期間の過少申告加算税の額と同額であるから、本件各課税期間の加算税の各賦課決定処分は適法である。

以上

別表1 法人税の所得金額、法人税額及び加算税の額（被告主張額）

（単位：円）

項目	順号	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
		①	②	③	④	⑤
所得金額（2＋3－4）	1	155,062,642	196,734,297	57,645,764	185,715,872	96,576,589
確定申告における所得金額	2	38,458,831	48,738,060	25,146,270	40,465,418	51,384,451
所得金額に加算すべき金額 （別表6の順号1の金額）	3	204,991,014	331,267,099	196,086,699	240,248,516	128,052,000
所得金額から減算すべき金額 （別表6の順号8の金額）	4	88,387,203	183,270,862	163,587,205	94,998,062	82,859,862
納付すべき法人税額（6－7）	5	33,784,300	42,951,400	12,353,000	34,192,600	18,019,600
所得金額に対する法人税額	6	33,793,640	42,961,480	12,361,900	34,965,850	18,029,440
法人税額から控除される 所得税等の額	7	9,247	9,989	8,838	773,170	9,752
確定申告における法人税額	8	8,131,500	10,392,300	5,203,200	6,595,100	9,433,200
差引納付すべき法人税額（5－8）	9	25,652,800	32,559,100	7,149,800	27,597,500	8,586,400
加算税の基礎となる税額	10	4,860,000 20,790,000	32,550,000	7,140,000	2,460,000 25,130,000	8,580,000
過少申告加算税の額	11	486,000	-	-	246,000	-
重加算税の額	12	7,276,500	11,392,500	2,499,000	8,795,500	3,003,000

注1 順号5欄は、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 順号10欄の上段の金額は、過少申告加算税の計算の基礎となるべき金額であり、下段は重加算税の計算の基礎となるべき金額である。

なお、順号10欄は、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表2 法人税の所得金額の加減算額（被告主張額）

（単位：円）

項目	順号	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
		①	②	③	④	⑤
所得金額に加算すべき金額 （2ないし7の合計額）	1	204,991,014	331,267,099	196,086,699	240,248,516	128,052,000
備車費の過大計上額	2	94,500,000	158,751,843	75,040,000	133,451,000	55,319,000
寄附金の損金不算入額	3	86,419,439	172,515,256	121,046,699	91,047,516	72,733,000
租税公課の過大計上額	4	4,996,738	-	-	-	-
支払手数料の過大計上額	5	8,233,039	-	-	-	-
減価償却超過額	6	10,841,798	-	-	-	-
受贈益の計上漏れ額	7	-	-	-	15,750,000	-
所得金額から減算すべき金額 （9ないし12の合計額）	8	88,387,203	183,270,862	163,587,205	94,998,062	82,859,862
寄附金の損金算入額	9	88,387,203	175,010,500	121,781,343	92,218,000	72,733,000
減価償却超過額の損金算入額	10	-	662,362	662,362	662,362	662,362
事業税の損金算入額	11	-	7,598,000	9,643,500	2,117,700	9,464,500
運送収入の過大計上額	12	-	-	31,500,000	-	-

別表3 復興特別法人税額及び加算税の額（被告主張額）

（単位：円）

項目	順号	平成25年3月 課税事業年度	平成26年3月 課税事業年度
		①	②
課税標準法人税額（2＋3）	1	34,201,000	18,029,000
確定申告における基準法人税額	2	6,603,950	9,442,960
基準法人税額の増加額	3	27,597,500	8,586,480
納付すべき復興特別法人税額（5－6）	4	3,420,000	1,802,600
課税標準法人税額に対する 復興特別法人税額（1×10%）	5	3,420,100	1,802,900
復興特別法人税額から控除される 復興特別所得税額	6	70	202
確定申告における復興特別法人税額	7	660,200	943,900
差引納付すべき復興特別法人税額（4－7）	8	2,759,800	858,700
加算税の基礎となる税額	9	240,000 2,510,000	850,000
過少申告加算税の額	10	24,000	－
重加算税の額	11	878,500	297,500

注1 順号1欄は、通則法118条1項の規定に基づき、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 順号4欄は、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

3 ①の順号9欄の上段の金額は、過少申告加算税の計算の基礎となるべき金額であり、下段は重加算税の計算の基礎となるべき金額である。

なお、順号9欄の各金額は、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表４－１ 消費税の課税標準額、納付すべき税額及び加算税の額（被告主張額）（単位：円）

項目	順号	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	
		課税期間 ①	課税期間 ②	課税期間 ③	
消費税	課税標準額（２－３）	1	4,485,759,000	5,082,105,000	5,340,923,000
	課税資産の譲渡等の 対価の額（確定申告額）	2	4,485,759,426	5,082,105,298	5,370,923,302
	運送収入の過大計上額	3	-	-	30,000,000
	課税標準額に対する 消費税額（１×４％）	4	179,430,360	203,284,200	213,636,920
	控除税額小計（６＋７）	5	182,959,200	192,998,496	228,992,998
	控除対象仕入税額 （別表15-1順号6の金額）	6	182,954,400	192,998,496	228,935,038
	貸倒れに係る税額	7	4,800	-	57,960
	納付すべき消費税額（４－５）	8	△3,528,840	10,285,700	△15,356,078
	確定申告における消費税額	9	△6,946,508	4,238,000	△18,644,470
	差引納付すべき消費税額	10	3,417,600	6,047,700	3,288,300
地方消費税	課税標準となる消費税額（８）	11	△3,528,840	10,285,700	△15,356,078
	納付すべき地方消費税額 （11×25％）	12	△882,210	2,571,400	△3,839,019
	確定申告における地方消費税額	13	△1,736,627	1,059,500	△4,661,117
	差引納付すべき地方消費税額 （12－13）	14	854,400	1,511,900	822,000
合計	消費税及び地方消費税の 合計税額（８＋12）	15	△4,411,050	12,857,100	△19,195,097
	確定申告における消費税及び 地方消費税の合計税額（9＋13）	16	△8,683,135	5,297,500	△23,305,587
	差引納付すべき消費税及び 地方消費税の合計税額（10＋14）	17	4,272,000	7,559,600	4,110,300
加算税	加算税の基礎となる税額	18	4,270,000	7,550,000	530,000 3,570,000
	過少申告加算税の額	19	-	-	54,500
	重加算税の額	20	1,494,500	2,642,500	1,249,500

注1 順号1欄は、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 ②の順号8欄及び10欄は、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

3 ②の順号12欄及び14欄は、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

4 ③の順号18欄の上段の金額は、過少申告加算税の計算の基礎となるべき金額であり、下段は重加算税の計算の基礎となるべき金額である。

なお、順号18欄の各金額は、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

5 △印は、還付金の額に相当する金額を表す。

別表４－２ 消費税の課税標準額、納付すべき税額及び加算税の額（被告主張額）

(単位：円)

項目	順号	平成25年3月	平成26年3月	
		課税期間 ①	課税期間 ②	
消費税	課税標準額（２＋３＋４）	1	5,543,820,000	5,552,455,000
	課税資産の譲渡等の対価の額 （確定申告額）	2	5,533,888,000	5,550,912,197
	総勘定元帳から算出した課税資産の 譲渡等の対価の額との差額	3	9,132,967	-
	駐車場使用料	4	800,000	1,542,857
	課税標準額に対する消費税額（１×４％）	5	221,752,800	222,098,200
	控除税額小計（７＋８）	6	211,807,470	218,422,779
	控除対象仕入税額 （別表15-2順号４の金額）	7	211,618,664	218,378,701
	貸倒れに係る税額	8	188,806	44,078
	納付すべき消費税額（５－６）	9	9,945,300	3,675,400
	確定申告における消費税額	10	4,465,800	1,512,100
	差引納付すべき消費税額（９－１０）	11	5,479,500	2,163,300
地方消費税	課税標準となる消費税額（９）	12	9,945,300	3,675,400
	納付すべき地方消費税額（１２×２５％）	13	2,486,300	918,800
	確定申告における地方消費税額	14	1,116,400	378,000
	差引納付すべき地方消費税額（１３－１４）	15	1,369,900	540,800
合計	消費税及び地方消費税の合計税額（９＋１３）	16	12,431,600	4,594,200
	確定申告における消費税及び 地方消費税の合計税額（１０＋１４）	17	5,582,200	1,890,100
	差引納付すべき消費税及び 地方消費税の合計税額（１１＋１５）	18	6,849,400	2,704,100
加算税	加算税の基礎となる税額	19	490,000 6,350,000	60,000 2,630,000
	過少申告加算税の額	20	49,000	6,000
	重加算税の額	21	2,222,500	920,500

注１ 順号１欄は、通則法１１８条１項の規定に基づき１０００円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

注２ 順号９欄は、通則法１１９条１項の規定に基づき百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

注３ 順号１３欄は、地方税法２０条の４の２第３項の規定に基づき百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

注４ 順号１９欄の上段の金額は、過少申告加算税の計算の基礎となるべき金額であり、下段は重加算税の計算の基礎となるべき金額である。

なお、順号１９欄の各金額は、通則法１１８条３項の規定に基づき、１万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 5 - 1 控除対象仕入税額の計算 (被告主張額)

(単位:円)

	順号	平成22年 3月 課税期間	平成23年 3月 課税期間	平成24年 3月 課税期間
		①	②	③
課税仕入れに係る支払対価の額 (2ないし5の合計)	1	4,802,553,016	5,066,210,531	6,009,544,766
確定申告における課税仕入れ に係る支払対価の額	2	4,892,266,791	5,224,962,374	6,127,365,043
備車費の過大計上額	3	△94,500,000	△158,751,843	△75,040,000
建物取得費用に係る支払対価の額	4	4,786,225	-	-
給与負担金に係る課税仕入れ否認額	5	-	-	△42,780,277
控除対象仕入税額 (1×105分の4)	6	182,954,400	192,998,496	228,935,038

注 △印は、控除する金額を表す。

別表5-2 控除対象仕入税額の計算（被告主張額）

（単位：円）

	順号	平成25年3月	平成26年3月
		課税期間 ①	課税期間 ②
課税仕入れに係る支払対価の額（2-3）	1	5,555,005,203	5,732,459,394
課税仕入れに係る支払対価の額（確定申告額）	2	5,688,456,203	5,787,778,394
備車費の過大計上額	3	133,451,000	55,319,000
控除対象仕入税額（6+7×8）	4	211,618,664	218,378,701
課税仕入れに係る消費税（1×105分の4）	5	211,619,245	218,379,405
5 の 内 訳			
課税資産の譲渡等によるのみ要するもの	6	200,620,517	198,847,736
課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に 共通して要するもの	7	10,998,728	19,531,669
課税売上割合（10÷9）	8	99.9947202562%	99.9963956343%
資産の譲渡等の対価の額（10+13）	9	5,544,113,682	5,552,655,192
課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） （11+12）	10	5,543,820,967	5,552,455,054
確定申告書付表2に記載された 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	11	5,543,020,967	5,550,912,197
駐車場使用料の加算額	12	800,000	1,542,857
非課税売上額（14-15）	13	292,715	200,138
確定申告書付表2に記載された非課税売上額	14	1,132,715	1,820,138
非課税売上に計上していた駐車場利用料の額	15	840,000	1,620,000